

愛知県保育労働実態調査 結果の要約（名古屋市認可保育所分、速報値）

2018年3月9日

あいち保育労働実態調査プロジェクト

奥野隆一（佛教大学元教授）

中村強士（日本福祉大学社会福祉学部准教授）

蓑輪明子（名城大学経済学部助教）

1. 本調査（正規票）への回答者は2660人であった。これは名古屋市の認可保育所に在籍する職員のおよそ4割にあたる。うち、保育業務従事者は2164人（81.4%）である。

2. 低賃金に対する不満は、62.4%と名古屋市正規保育士においても高い。この傾向は公立・私立を問わず、若い年代で顕著である。不満の理由としては、他産業との比較、仕事の内容に見合わないという理由をあげるものが多いが、残業代が支払われていないことをあげる者も33.1%にのぼった。

3. 本調査では、名古屋市の認可保育所で時間外労働が常態化していることが明らかとなった。

過去1ヶ月の時間外労働の状況と行った業務の上位、頻度は以下の通りである。時間外労働では、保育に不可欠な業務か、保育所保育指針等で求められている業務が行われていることが多いとわかった。

	勤務時間前	休憩中	勤務時間後	持ち帰り
行ったかどうか	した 76.4%	した（ほとんど・時々） 77.7%	した 89.7%	した 78%
行った業務の上位	保育準備 63.6% 着替え 56.4% たまっている事務 55.2%	お便り帳記入 55.7% 保育記録 53.3% 保育準備や片付 42%	会議や打ち合わせ 59.2% 行事の準備 48.4% 保護者対応 45.8% 翌日以降の保育準備 42.6% 保育記録 40.7%	週案月案づくり 62.9% クラス便り、園便り 58.1% 翌日以降の保育準備 47.1%
行った人の頻度等	勤務時間前の労働を行った人のうち、週5日以上、行った人は37.7%	休憩時間がほぼなかった人 17.8% 休憩あっても休憩時間は30分未満 38.6%	勤務時間後の労働を行った人のうち、週3日以上した人は63% する日は60分以上 44.8%	持ち帰りした人のうち、月5時間以上、行った人 46.9%

認可保育所の多くでは、勤務時間の大部分が子どもを直接、保育する時間で占められているため、時間外労働で書類作成や保育準備を行わざるをえない。そのため、事務仕事がほとんどの時期にも勤務時間に終わらず、時間外で対応する人が全体の47%を占めている。

本調査で調べた月時間外労働時間（在所のもの）の平均は、16.6時間で、うち超勤手当が支払われている時間は平均3.6時間に過ぎなかつた（超勤手当が支払われている時間について公立、民間の平均に大きな差はなかつた）。なお、時間外労働時間が40時間以上と答えた人は9.6%であり、

最多時間外労働時間は135時間であった。

こうした結果から、名古屋市認可保育所では、賃金支払いの有無や仕事をする場所を問わず、時間外労働を行わなければ、仕事が終わらない実態にあることがわかった。

4. 名古屋市の保育施設職員は、子どもと過ごす楽しさを感じる人が95.7%にのぼるなど、保育施設での仕事についてやりがいを感じている人が大変、多い。

しかし、今後の就業継続については、半数の人が「今の施設で今の仕事を続けたい」と答えているもの、24.2%の人が「迷っている」と答えており、やりがいが就業継続意欲には必ずしも結びついていない。また、80.9%の人が、結婚・妊娠・出産・子育てが仕事を続ける上で困難をもたらすと答えている。

こうした就業継続意欲の低さや仕事と家庭の両立に困難を感じる状況は、業務量の多さや時間外労働が引き起こしていると考えられる。事務時間が時間内に終わる人や休憩がきちんととれている人は「仕事を続けたい」と思う人の割合が多くなっており、業務量や労働時間軽減は保育士の離職を減らして、保育士確保につながる効果的な策だと考えられる。

5. こうした時間外労働の常態化は名古屋市だけに生じている問題ではない。むしろ、名古屋市における状況は賃金、職員配置両面で、市独自の施策を手厚く実施しており、その効果で、他自治体よりも相対的には良いと判断できる。その名古屋市においても、時間外労働への不満が出る原因は、国が定める人員配置と予算が低すぎ、業務量に見合った人員が配置できないためである。

現在の国が定める職員配置では、所定時間内に必要な業務をこなすことは不可能である。国の予算による配置増で業務軽減を行わなければ、残業の縮減ははかれない。国は処遇改善政策の中心に配置増をすえ、保育士の働き方を変えることで、保育士確保に努めるべきである。

以上